

4-2 処理施設に関する事項

処理施設一覧

	設置場所	設置年月日	施設の種類	産業廃棄物の種類	処理能力	処理方式	構造及び設備の概要	備考
1	日田市大字東有田 3970番5	平成27年10月 2日	選別施設	廃プラスチック類、金属くず、 ガラスくず等	4.5 t/日 (8時間)	選別施設	振動投入機 磁選機 選別用ベルコン	
2	中津市大字植野 907番	平成18年12月 10日	破碎施設 (固定式)	ガラスくず等	4.8 t/日 (8時間)	破碎機	投入ホッパ 剪断機 排出ベルコン	
3	中津市大字植野 907番、900番2	平成19年11月 5日	破碎施設 (固定式)	廃プラスチック類、木くず、 金属くず、ガラスくず等、 がれき類	80 t/日 (8時間)	破碎機	投入ホッパ 剪断機 散水装置	※ 設置許可
4	日田市大字東有田 3970番5、3970番13	平成27年 3月 25日	破碎施設 (固定式)	廃プラスチック類、紙くず、木 くず、繊維くず、金属くず、 ガラスくず等、がれき類	24.69 ~ 29.33 t/日 (8時間)	破碎機	投入ホッパ 剪断機 サイクロン集じん装置	※ 設置許可
5	中津市大字植野 907番	平成18年12月 10日	圧縮梱包施設	廃プラスチック類、金属くず、 紙くず、木くず、繊維くず	30 m ³ /日 (8時間)	圧縮・梱包施設	投入ホッパ 油圧シリンダ 自動結束機	
6	日田市大字東有田 3970番5	平成27年10月 2日	圧縮梱包施設	廃プラスチック類	2.4 t/日 (8時間)	圧縮・梱包施設	投入コンベア 油圧シリンダ 自動結束機	
7	日田市大字東有田 3970番5	平成27年10月 2日	圧縮梱包施設	廃プラスチック類、金属くず、 紙くず、繊維くず	32 m ³ /日 (8時間)	圧縮・梱包施設	投入口 油圧シリンダ 自動結束機	
8	日田市大字東有田 3970番5、3970番13	平成27年 3月 15日	破碎施設 (固定式兼 移動式)	廃プラスチック類、紙くず、木 くず、繊維くず、金属くず、 ガラスくず等	3.12 ~ 3.9 t/日 (8時間)	破碎機	投入ホッパ 剪断機 散水装置	

※ 設置許可証
(クリックしてください)

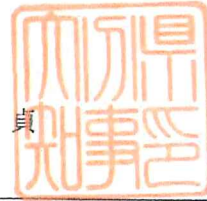
産業廃棄物処理施設設置許可証

平成19年11月2日

住所 中津市大字植野906番地の1
氏名 中津ゆうび 有限会社
代表取締役 氏田 健二

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

大分県知事 広瀬 勝 貞



許可の年月日	平成19年11月2日	許可番号	廃対第12-5号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類	施設の種類：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第7号 廃プラスチック類の破碎施設 ：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第8号の2 木くずの破碎施設、がれき類の破碎施設 処理する産業廃棄物の種類：廃プラスチック類、木くず、がれき類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず		
設置場所	中津市大字植野字亀山907番地、900番2		
処理能力	破碎施設	80t/日 (8)時間	10t/時間
許可の条件	なし		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有 ・ 無		
留意事項	1 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

産業廃棄物処理施設設置許可証

平成27年3月19日

住 所 大分県中津市大字植野906番地の1
氏 名 中津ゆうび有限会社
代表取締役 内野 優

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

大分県知事 広瀬勝貞



許可の年月日	平成27年3月19日	許可番号	廃対第3号の27
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類	施設の種類：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第7号、第8号の2 廃プラスチック類、木くず、がれき類の破碎施設（固定式） (V1500) 処理する産業廃棄物の種類：廃プラスチック類、木くず、金属くず、紙くず、繊維くず、がれき類 以上6種類		
設置場所	日田市大字東有田字葉口3970番5、3970番13		
処理能力	廃プラスチック類29.23t/日、木くず28.21t/日、金属くず26.18t/日、紙くず25.25t/日、繊維くず27.8t/日、がれき類24.69t/日（8時間）		
許可の条件	なし		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	① 有 ・ 無		
留意事項	1 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		